

開会の日 令和3年12月10日(金)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（7人）

委員長	徳 島	純 次
副委員長	水 上	雅 廣
委員	葛 谷	寛 徳
委員	高 原	邦 子
委員	前 川	文 博
委員	澤	史 朗
委員	小笠原	美保子

◆欠席委員（なし）

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹	淳 也
副市長	湯之下	明 宏
総務部長	泉 原	利 匡
管財課長	砂 田	健太郎
管財課指定管理係長	澤 田	充 弘
企画部長	谷 尻	孝 之
総合政策課長	三 井	大 輔
総合政策課政策企画係長	土 田	治 昭
総合政策課政策企画係	井 口	拓 也
市民福祉部長	藤 井	弘 史
地域包括ケア課長	都 竹	信 也
障がい福祉課長	平 田	直 久
市民保健課保険年金係長	廣 元	久 之
障がい福祉課障がい福祉係課長補佐	森 本	睦
地域包括ケア課高齢支援係長	竹 林	久 緒
病院管理室長	佐 藤	直 樹

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田	浩 和
書記	渡 辺	莉 奈

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第94号	飛騨市寄附金の取扱いに関する条例について
議案第95号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター)
議案第96号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第97号	飛騨市障がい者グループホーム施設条例について
議案第98号	指定管理者の指定について(介護医療院たかはら)

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（徳島純次）

ただいまより、第13回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

●委員長（徳島純次）

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前に、お願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けたのち、マイクを使い、自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。また、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いいたします。以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

◆議案第94号 飛騨市寄附金の取扱いに関する条例について

●委員長（徳島純次）

それでは、付託案件の審査を行います。議案第94号、飛騨市寄附金の取扱いに関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（徳島純次）

谷尻企画部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□企画部長（谷尻孝之）

おはようございます。それでは議案第94号について説明いたします。まず、4ページの要旨をご覧くださいと思います。今回、制定する条例は、提案理由にもありますとおり、寄附者の意向を尊重し、寄附金の使途の透明性を高めるために制定するものでございます。

次に、条例の概要でございますが、令和2年度に本市に寄せられたふるさと納税は、15億5,000万円。企業版ふるさと納税は260万円に上り、本年度からはソーシャルビジネス支援事業のように、これらの制度の活用範囲を民間主導プロジェクトの支援にも拡充する試みを開始しているところでございます。

また、市民等からの寄附については、都度、補正予算において、寄附者の意向に応じた施策を計上し、その財源として有効に活用しているところでございます。

こうした寄附に関する状況を踏まえ、寄附金の取り扱いを条例によって定めることで、寄附金を通じて市に寄せられる寄附者の意向を政策に反映する方針を明確に示すとともに、寄附金の使途について透明性を高めようとするものでございます。なお、施行日は公布の日となります。

それでは、少し戻っていただき、条文の第2条をご覧くださいと思います。こちらは寄附金の使途となります。まず、第1項では、一般的な寄附について、寄附者がみずから使途を指定できる旨を記しております。

第2項では、市が特定の施策に対して寄附を募集することができる規定を定めており、これは

個人のふるさと納税、企業版ふるさと納税を想定しております。

そして、第3項では、募集にあたり目標額を設定できること。その目標額を上回った場合、上回った寄附金について、市長が寄附者の意向を勘案して用途を指定することができることを記しております。

次に、第3条をお願いいたします。こちらは寄附金の取り扱いとなります。第1項では、寄附者が指定する人に財源を充当する旨を明記し、第2項では、用途に応じた目的の基金に積み立てができる旨を記しております。これは単年度で終わらない事業への充当や、一定額たまった段階で実施する事業などを想定しております。

次に、第3項では財源充当や基金積み立ては、募集などに要した経費を控除した額とする旨が記され、第4項及び第5項では、やむなく事業が実施できなかった場合に限り、用途を変更する旨と、その際は寄附者へ報告しなければならないことを記しております。

第4条では、これらの寄附金の活用実績を公表していく旨を定めております。いずれにしましても、今回の条例制定では、何か新たな方向性を示したわけではなく、今までの考え方や取り扱いについて、今一度、明確にしたものでございますので、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

わからないことがいっぱいあるんですが、例えば、第3条の4項、やむを得ない事由により、その特定事業を実施することができなくなったという、やむを得ない事由とはどういうことを想定されて規定しましたか。

□総合政策係長（土田治昭）

事業者側の事由によって、やむを得ないということでございますので、事業者側のほうで、例えば、何かしら実行ができなくなったということを想定しております。様々な事由が考えられるかなというふうに考えております。

○委員（高原邦子）

それで、5項に変更したときは、市長は寄附者に対しその旨を報告しなければならないとあるんですね。寄附者がものすごく多い場合、かなり事務の煩多が予想されるんですけど、本当にここまで来て条例で規定することがいいのでしょうかということをお伺いしたんですけど、事務の増量になりませんか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

その旨を報告しなければならないので、今までのように、もし非常に多くの方からということになりましたら、いわゆるホームページとかで記していきたいということを考えております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありますか。

○委員（前川文博）

この寄附金条例なんですけども、ふるさと納税企業版も個人からくるほうも、両方の扱いだと思うんですけども、今あるものを明確にすることだったんですけども、例えば、今、ホームページのほうには、令和2年度で載っているんです。12項目あるんですけども、これの中の、それぞれの使い道を明確にしていくということなのか。ここにきたものを、ここで使うよということを明確にしていくということなのか、そのへんはどうなりますか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総合政策係長（土田治昭）

委員がおっしゃられるとおり、今の、この使途を指定している、ここについて活用しますということを決めるものでございます。

○委員（前川文博）

ここにあるものなので、例えば、寄附する人がこんなことに寄附したいんだけどというようなことがあった場合は、新たにそういうのをまたつくっていくことが出てくるのか。要は寄附する項目ですね、この中でこれ以上はつくらずにこの中にはめ込んでいくとか、そのへんはどういう考えですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□総合政策係長（土田治昭）

委員がおっしゃられたような新たな使途等々につきましては、この条例の下にまた規則ですか要綱を定めまして、その中で決めていきたいというふうに考えております。基本的には、市内外の多様な人々との応援を得ながら推進すべき取り組みとして市長が認めた事業ということで検討をしております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

いろいろなかたちで、ふるさと納税でも何にも指定しなくて、飛騨市のために使ってくださいねと言って出されるものもあると思うんですよね。私が心配するのは、やはり個別に、この事業をしたいから、例えば企業版で寄附を募るとか、そういったことはわかるんですけど、大きな事業とかだとやっぱりお金がかかるというはわかるんですけど、これのどんなものを増やして、これからいろいろな項目、市に対していろいろな要望があって、では、寄附金で集めましょうとかということを一っぱいつくるようになると。そこにたまるまでのお金の財務的なことを考えると、果たしてそれがいいのか。

それは絶対そこにしか使えないわけですから、そうすると融通が効かなくなる。私は、そういったことをあまりにも頑なに規定するのではなくて、やっぱりいろいろな事業をしていくにおいても、プライオリティが、本当、下のほうだったやつが、やっぱり社会の情勢が変わってやっぱり上にしたほうがいいのか思ったときに、何とかそちらのお金も使って、先にそちらを進めるとか、そういったこともやる場合、あまりにも一っぱいつくって、それでというのはちょっと違う

ような気がするんですね。だから、あんまり規定しないほうがいいのではないかなと思うんですが、どうなんでしょうね。そのへんは。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃるような考え方もあると思うんですが、条例をつくった背景が何点かありまして、1つは、ガバメントクラウドファンディングとあって、かなり目的を絞り込んだふるさと納税の扱いというのは非常に普及をしてくれています。

そうすると、本当に具体的に、このために、こういうふうに使うんだということを明確にしてやるというのがトレンドになってきているということです。

ですので、そういったことに対する1つのアカウントビリティというか、市としてはそこに、このためにということで募集して寄附したのに、何となくほかのことに使ってしまうということは寄附者の方にそうではないのだと、しっかり寄附していただいたものを使うんだということを明確に宣言しておく必要がある。そのための担保を、何となくこうだというのではなくて、条例できちんと決めておきたいというのが1つ背景としてあったということです。

それからもう1つは、つい先般、地方財政制度審議会の総務省への答申があって、その中で、ふるさと納税が返礼品主体の集め方になってきているということに警告を発しておられまして、今後のふるさと納税は地方自治体が寄附目的を明確にして、それを呼びかけるかたちで集めていくべきだというような提言をされています。

そうしたトレンドに、おそらく今後なってくるというふうに予想されますので、それを1つ制度的に担保する意味でも、条例をつくっておいて、具体的な中身をしっかり決めていくということ、ある程度決めて、募集していくという流れに沿っていきたいということです。

ただ、委員がおっしゃるように、それが市の足かせになるということが当然あるものですから、ふるさと納税の中には今までどおり概括的な地域振興に関することとか、防災に関することとか、そういったところ設けておいて、それはある程度、市長に用途は任せるといったようなことも中に書いてあるものもありますので、そうした集め方をしていくんだけれども、他方で、かなり絞り込んだものに対するアカウントビリティの観点から、こうした条例を設けたいと、考えたということです。そうした趣旨でご理解をいただければなというふうに思います。

●委員長（徳島純次）

ほかにございませんか。

○委員（前川文博）

1個具体的に教えてください。ふるさと納税のほうで、飛騨市の返礼品とかを見ていたんですけども、見ると、感謝状というグループの中に、猫の関係のものがあるんですけども、これは飛騨市にあるふるさと納税の寄附金の項目の中というのは、例えば、どこに該当して入れているようなものになるんでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

○委員（前川文博）

これは、ふるさとチョイスのページを見ていたんですけども、ここに感謝状という項目があって、要はカテゴリーの中に肉とか米とかというカテゴリーがあって、ずっと一番下にいったときに感謝状という項目があるんです。そこに保護猫ですか、こういったものが入ってきているんですけども、これは飛騨市で分けているふるさと応援寄附金の12項目から、令和2年のページになっているので、あれなんですけども、どういうところに入っているのか教えてください。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

少し確認して後ほどお答えさせていただきます。少しお時間をください。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

□企画部長（谷尻孝之）

先ほどのご質問にお答えいたします。こちらのほう令和3年度のことなんですけども、日本一の猫助け事業を飛騨市からというような項目がありますので、そちらのほうに該当するかと思います。

△市長（都竹淳也）

返礼品で見ておられると思うんですが、返礼品は絶対に出さなくてはいけないものではなくて、3割以内で出せるので、感謝状だけを出すという返礼品も当然あるわけです。おそらくそのことをおっしゃっているのではないかなというふうに思われます。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

私が危惧しているのが、いろいろな項目が議会には係らなく、市長裁量で決まっていくわけなんですよね。やっぱり、そういったものが要りますかというようなことが、なかなか反論できる場がないんだなということを心配しているんですが、議会に対していろいろな項目をつくる場合は、やはり市長のこれからやっていく施策で、こういった寄附金の項目も新たにつくりますよというふうに教えていただけるんでしょうか。そのへんはどうでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、ソーシャルビジネスの支援事業というのがあって、これは予算の中で、その審査員の事務費を積ませていただいて、それで、そこで選ばれたものを対象にしてやっていきますということは、今年度予算の時にも説明をさせていただいて、若干の質疑もあったように記憶しております。

そういったものについては、そうした審査の中で決まっていくということで、具体的に何が出てきたかということについては、その審査の結果を尊重するというかたちでお任せいただくということになると思います。

それで、そのほかの事業なんですけど、私自身は、予算の中である程度頭出しをしてあるもの、やっぱりこれを前提に考えていくのかなというふうに思っております、例えば、今いくつか特定目的のもので河合の音楽コンクール関係のものとか、関西中学生ラグビーとか、あるいは東京大学の支援、東北大学の支援とか、そうしたものを挙げています。

これは、一般財源の中で充てていくということについては、やや特定のすぎるので、例えば、東京大学とか東北大学に税金をある程度入れていくということに関しては、特定すぎるどころが若干ある。そういったところについては市の一般財源ではなくて、そうした共感を得る寄附で賄っていくということによって、市の財政負担を下げながら応援する方を募っていただくということができないのではないかと思いますし、それから、もう1つは運用として市が呼びかけをするというよりも、寄附を受ける側に呼びかけていただくというスタイルをとっておりますので、例えば、この前、関西中学生ラグビーにお邪魔してきましたんですけど、ラグビー協会でかなり呼びかけをされています。今の音楽コンクールもそうです。そうしたものに充ててくということにすれば、自分たちで、逆に集めていただくということになるわけなので、そうしたことに使っていくということで、いずれにいたしましても予算上頭出ししてあるものの財源確保のために使っていくということが基本であろうというふうには考えております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（前川文博）

確認です。先ほど最初に質問した時に、今、令和2年度のページなのでという話をしたんですけども、そのときに12項目あって、その中に当てはめていくというような話だったんですけど、今、令和3年のふるさと納税の項目というのは、今はまだホームページに出ていないですね。

今、私、飛騨市のホームページから見ているんですけど、今年の7月5日の更新の段階で出ているところは、令和2年度版のことしか書いていないんですよ。さっきの猫の話ですね。その項目が増えたというのは、どこかわかる場所はありますか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

寄附目的は、基本的に全部ふるさと納税のサービスサイトから入っていますので、サービスサイトの項目の中に目的が出てくるということです。

ホームページからくるものはほぼありませんので、基本的にはふるさと納税の、それぞれの楽天ふるさと納税に、ふるさとチョイスのサイトの各項目のところに全部明示をしていくという、これが最も現実的で伝わりやすいやり方なので、そういう方法をとっています。

○委員（前川文博）

寄附者の方に対しては、私たちはそれでいいと思うんですけども、今、現に飛騨市のホームページで、令和2年の12項目もあるわけですし、私たちのほうで見ようとしたときに、やっぱりこのページにあって、例えば今年は、猫が増えたので13項目になっているんですね。

そのへんがやっぱりわかるようにしないと、さっきの規則とか要綱で決めていくといったときに、知らないうちに増えているので、それを確認しようがないというのも出てくると思うんです

よ。そのへんはどうですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

基本的には、納税者側のほうから入っていくということになりますし、いずれにしても、その中間報告で、うちのほうとしても毎回、毎回、幾らですよということは、まだ出していないという状況なんですけども、そこらへんにつきましては、今後、検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○委員（高原邦子）

私はふるさと納税をしたことがないので伺いますんですけど、今、サイトから入ってくということで、寄附項目を複数選択することはできるんですか。

例えば、福祉の関係のほうがいいなど。そういったことはできるんでしょうか。もしもできるとしたら、そういった場合のお金の割り振り方はどうなっているのか。

□総合政策係長（土田治昭）

それぞれ個人の皆様が納税できる限度というものがございまして、その中で、例えば、小口にご自分でふるさと納税額を分ければ、それに対しての使途、この納税額に対しての使途というふうに分けられると思うんですけども、1つの納税額で複数のというわけにはできないという認識でおります。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時24分 再開 午前10時25分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

休憩を解き会議を再開いたします。

◆議案第95号 指定管理者の指定（飛騨市古川町デイサービスセンター・飛騨市河合町デイサービスセンター・飛騨市宮川町デイサービスセンター・飛騨市河合町保健センター・飛騨市宮川町保健センター）

●委員長（徳島純次）

議案第95号、指定管理者の指定（飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター）についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第95号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。施設の名称につきましては、飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センターであります。

指定管理者となる団体の名称につきましては、飛騨市古川町若宮二丁目1番60号、社会福祉法人吉城福祉会理事長、橋本正人。3. 指定の期間でございます。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。こちらの施設につきましては、平成25年11月から指定管理をお願いしておりまして、今回で3回目というかたちの指定管理になるところでございます。別紙資料にて説明を加えさせていただきます。別途資料をご覧ください。

まず、1ページ目でございます。募集方法につきましては非公募で行いました。指定管理料につきましては、令和4年、90万7,000円。5年間でございますので、5年間トータルで453万5,000円となります。

次ページをお願いいたします。2ページです。指定管理者候補者の選定結果でございます。3の選定の結果、令和3年度、第2回選定委員会、10月21日に実施をさせていただいております。一番下の選定結果一覧をご覧ください。対象施設は先ほど申し上げた施設でございまして、申請団体が社会福祉法人吉城福祉会、選定結果につきましては申請者を選定ということでございます。

資料5ページからの表7の2、内容審査に係る提案書についてご説明をいたします。5ページをお願いいたします。こちらの提案書につきましては、法人からのものでございまして、若干抜粋して説明をさせていただきます。まず、審査項目の1つ目の①でございますが、公の施設であることを念頭に置き、身体能力に合わせた施設環境整備にも留意して身体機能によって、サービス内容に差が出ることはないよう心がけ、常に公平な運営を行いますとされております。

それから、2の②のE、その他利用者へのサービス提供の配慮というところでございますが、食事の嗜好調査等行い希望に沿った献立を計画することや、送迎については、できる限り介護者の希望も聞きながら、希望される時間帯に行えるよう調整を心がけますとされております。

7ページをお開きください。3の①のB、職員の資質向上を図るための定期的な研修等の実施でございます。当法人の県職員研修実施要領に基づきまして年間研修計画を策定して職員の資質

向上に向けた研修を定期的に行います。

また、必要に応じて外部研修へも積極的に受講させるなど、質の高い職員体制を構築いたします。法人全体のスケールメリットを生かし、高齢者事業及び障害者事業間の人事異動を定期的に行い、層の厚い職員体制を構築しますとされております。

それから4の②、コスト削減の方策が適切であることのところをご覧ください。右側の一番下でございます。消耗品等については法人一括で年間契約を行い、スケールメリットを生かして、少しでも支出を抑えられるよう、コスト削減を図りますとされております。

次ページをお願いいたします。個別項目の5の①でございます。個別サービスのシステム提案でございますが、右側を少し読ませていただきます。古川デイサービスについては、中重度のご利用者を積極的に受け入れ、専門の職員を配置し、要望に合わせて個別機能訓練を実施します。レクリエーションにつきましては、季節に合わせた内容を取り入れるなど、1年を通じて四季が感じられる内容にします。また、選択レクリエーションを取り入れ、ご自分の意見で好きな時間を過ごしていただけるよう計画します。河合・宮川デイサービスについては地域に唯一の介護施設であることから、地域に根差した施設運営を心がけます。恵まれた自然環境の中で穏やかに過ごしていただけるよう、ご利用者に寄り添ったサービスを実施いたします。レクリエーションについては古川デイサービス同様、季節に合わせた内容取り入れ1年を通じて四季が感じられる内容とします。

河合でサービスにつきましては、過疎地域でもご利用者が安心して住みなれた場所で過ごせることができるように、お泊まりデイの実施を継続して行います。人口減少が著しくなる中で、河合・宮川デイサービスの一体的な運営による地域密着型小規模多機能を居宅介護についても検討いたします。

すべてのデイサービスにおいて食に力を入れており、自施設での調理提供を心がけ食事レクリエーションを通じてご利用者と一緒におやつづくりなどの体験を行うなど、衛生面にも十分配慮しながら、食を通じてのサービス提供も行っていきますとされております。

次ページをお願いいたします。9ページです。表7付表ということで、人員配置計画及び従事者、有資格者等についてということで、こちらから古川デイサービスセンター、河合デイサービスセンター、宮川デイサービスセンターございますけども、それぞれの基準配置人員を満たしていることの確認をしております。9ページの一番下をご覧くださいと、地元雇用に関する考え方ということで記載をされております。飛騨市、高山市の範囲で雇用を考えているということで、概ね8割を飛騨市内での地元雇用を行っていくとされております。こちらにつきましては河合、宮川も同様でございます。古川デイサービスセンターにつきましては、定員32名ということでございます。それから11ページをご覧ください。河合デイサービスセンターの組織図でございます。総定員18名でございます。それから、13ページをお願いいたします。こちら宮川デイサービスセンターの組織図です。定員15名となっております。

15ページをお願いいたします。収支計画書でございます。5年間の収支計画の総括表となります。ご覧いただければと思います。最後に16ページにつきましては法人の概要書となります。簡単ですが、以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

指定管理料なんですけれども、施設が、デイサービスセンターが3箇所と保健センターが2箇所ということで、トータルでの指定管理料の積算というか、算出だと思うんですけれども、これというのは現行の5年間の指定管理料と、今の新しくなる4月以降の指定管理料というのは同じ額なんですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□地域包括ケア課高齢支援係長（竹林久緒）

今回の5ヵ年の計画、単年度、90万7,000円については、現在の指定管理料よりも管理運営経費が若干下がったということで、90万7,000円と下がっております。令和2年度の指定管理料については、96万2,000円となっております。

□市民福祉部長（藤井弘史）

申し訳ありません。説明が不足しておりました。この指定管理料につきましては、デイサービスセンターにおける指定管理料ではなくて、河合町の保健センターと、宮川町の保健センターの施設の管理費用というかたちで、デイサービスセンター自体には指定管理料は算入されておられません。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決するものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第96号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（徳島純次）

続きまして、議案第96号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

では、議案第96号についてご説明申し上げます。要旨4ページをご覧ください。では、提案理由でございます。出産育児一時金の支給引き上げのための改正でございます。制定改廃の根拠につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されまして、健康保険法等による出産育児一時金の支給額が引き上げられることになりました。これに伴いまして、市が条例で定める国民健康保険における出産育児一時金についても同様の対応をするよう国から通知があったことを受け、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

要旨概要につきまして説明させていただきます。現在、被保険者が出産したときは、出産育児一時金である40万4,000円に産科医療補償制度の掛け金相当額、1万6,000円を加算した総額42万円を支給しているところでございます。産科医療補償制度が見直されまして、令和4年1月1日から当該制度の掛け金が、1万2,000円に引き下げられることになりましたが、社会補償審議会医療保険部会の議論の整備において、少子化対策としての重要性鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべきとされました。これを踏まえまして、改正令等により、健康保険法施行令等で規定します出産育児一時金の支給額40万4,000円から40万8,000円に引き上げる改正が行われたため、当該条例における出産育児一時金の支給額についても同様に引き上げるものというものでございます。その下に現行と改正後ということで記載がされております。市民への影響につきましては、該当する方には有利となる改正となるところでございます。施行日は令和4年1月1日でございます。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第97号 飛騨市障がい者グループホーム施設条例について

●委員長（徳島純次）

続きまして、議案第97号、飛騨市障がい者グループホーム施設条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第97号についてご説明申し上げます。要旨5ページをご覧ください。提案理由でございます。飛騨市障がい者グループホーム施設を設置するための制定でございます。制定改廃の根拠につきましては市独自の制定でございます。条例の概要につきましては、市では旧養護老人ホーム和光園をリノベーションにより、障がい者グループホームとして整備し、令和5年7月から供用開始することを予定しているところでございます。

このため、地方自治法第244条の2、第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。市民への影響等につきましては、グループホーム整備は障がいを持つ子の親や家族にとって切実な親亡き後の問題を解消し、生まれ育った地で安心して暮らせる場の提供となることからでございます。施行日につきましては、規則で定める日です。以上で説明を終わります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川文博）

3ページの条例の中の第7条にグループホームの使用料ということであるんですけども、この家賃3万円というものはどうなんですか。全国的に見て平均的な金額なのか、そのへんがわかれば教えてください。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□障がい福祉課長（平田直久）

ただいまご質問いただきました家賃につきましては、まず、指定管理者に指定しております吉城福祉会さんのほうに試算をいただきまして、その数字をもとにしているということと、民間のグループホーム等の家賃を調査しまして、それと大きな差がないということでこの金額を設定させていただいております。

●委員長（徳島純次）

ほかにありますか。

○委員（澤史朗）

供用開始が令和5年の7月ということで、1年半後くらいですか。もっと先ですか。ということなんですけれども、今回、この条例を制定するという供用開始の時期と、条例制定の時期が年度をまたぐかたちになってくるんですけれども、今ここで制定ということになった理由というのはあるのでしょうか。

●委員長（徳島純次）

説明を求めます。

□障がい福祉課長（平田直久）

まず、条例を制定させていただきまして、その後、指定管理を予定させていただいております方と協議をさせていただきまして、その後、早い時期に指定管理者の議決をさせていただきまして、入所者の募集とか、もろもろの準備を早い段階でさせていただきたいということで、それを進めるためには、まず条例のほうを制定する必要があるということで、供用開始までには期間が

あるわけですが、そういった理由がございましてこの時期に条例のほうを上程させていただきました。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

○委員（高原邦子）

市民への影響のところに書かれておりますけど、親亡き後の問題の解消。やっとここまで来たかというのが私の正直な思いです。神岡町民の頃から本当に親が子供を置いていけないということで無理心中という事件が神岡でありました。

これが第一歩と、本当に嬉しいんですが、定員が12名ということなんですけど、どうなんでしょう。そのへんはどのくらいになるというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。足りるのか、足りないのか、そのへんはどのように考えてみますか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

前にも少しお話をさせていただいたかもしれませんが、このグループホームを整備するに当たりまして、実際にアンケートをさせていただいたところでございます。合計で130人の方々に希望調査というのを実施いたしまして、その中で完成次第入りたいという方が10名いらっしゃって、3年後とは言えないが、いずれ入りたいという方が28名いらっしゃいます。

実際にできて、その方々が本当に入るかということ、必ずということはこの段階では言えないかもしれませんが、そういった需要はあります。

あとは、法人さんも初めての業務というかたちになりますものですから、我々のほうとして思っておりますのは、1年目で定員12名ということでございますけども、やっぱり事業に慣れていただくということもございますので、例えば、1年目は6人、2年目は9人、3年目でようやく定員上限の12人というところを目指していただきたいなという思いで考えているところでございまして、先ほどの完成次第入りたいという方が10名いらっしゃって、ひよっとすると、やっていく中で、私も、私もという方がいらっしゃるかもしれませんが、それは、そのときに考えていきたいと思ひますし、一方で民間でも古川町内で、もう一棟、グループホームをつくられているところでございますので、また、民間の動きにも期待したいという思いもございまして、以上です。

○委員（高原邦子）

民間でもそういったことに手を挙げてやってくださるのは本当ありがたいことなんです。民間のところに市も協力できるところは協力して、大切なことなので、ぜひ推進していただいたいんですが、初めてのことで、きっとその吉城福祉会さんも大変な思いをされるんですけど、そのへんのことのサポートはしっかりとするという覚悟で、市は会議というか、そういうのに向かっていますか。やっぱり安心するサポートを市が後ろでやってくれるということが大事だと思うので、そのへんの覚悟はいかがなんでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□障がい福祉課長（平田直久）

ただいまのご質問について、今年度の予算で組ませていただいているんですけども、グループホームの運営経験がおりではないということで、先進の施設の視察の経費ということで、予算のほうも組ませていただいているんですけども、コロナ禍という状況で、現在、なかなか視察ができていないという状況でございますけども、来週、私どもと一緒に施設のほうを、吉城福祉会の職員の方と行って、見てきて、運営方法とかを学んできたいなということを考えております。というかたちで、できる限りのサポートはしていく思いでおります。

●委員長（徳島純次）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（徳島純次）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時49分 再開 午前10時50分 ）

◆再開

●委員長（徳島純次）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第98号 指定管理者の指定（介護医療院たかはら）について

●委員長（徳島純次）

議案第98号、指定管理者の指定（介護医療院たかはら）についてを議題といたします。説明を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

それでは、議案第98号について説明をさせていただきます。対象となる施設は、介護医療院

たかはらです。指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間となります。指定管理者の候補者としましては、社会福祉法人の神東会、募集方法は非公募。指定管理料は期間中総額で0円となります。

選定の結果についてですが、こちらは先ほど市民福祉部でありましたデイサービスセンターと同様で、令和3年10月21日の選定委員会において決定しております。

それでは、資料の19ページをご覧ください。法人のほうから提出された提案書について大まかに説明をさせていただきます。

まず1の1。平等利用を確保するための具体的方策としまして、介護サービスを提供するに当たり、介護保険施設の指定基準、バリアフリーや指定以上の廊下幅、十分な居室空間、手すりやエレベーターの設置等を確保している。利用者がより快適に、個々の能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が送れるよう、車椅子や歩行器等の使用を個別に調整するなど配慮を行う。また、ポータブルトイレの位置、ベッドの高さ、私物の置き場所等についても細やかに配慮を行うとしております。

続いて、2のBをご覧ください。一番上の丸です。当法人が運営する公共性の高い福祉サービスの経験を生かし、地域との関わりを重視するとともに、福祉の有識者等を含む当法人の理事等とともに、施設運営に取り組む。また、経理についても、当法人の顧問税理士の指導を仰ぎながら、堅実で安定した施設管理を目指すという提案を受けております。

次、20ページをご覧ください。20ページの②のBの一番上の丸をご覧ください。運営に必要な介護士を安定的に確保するための方策としまして、令和元年度にベトナムからの外国人技能実習生1名、令和2年度には2名を受け入れ、令和3年度には、インドネシアからのEPA2名を受け入れている。今後も外国人技能実習生及びEPAの受け入れの継続に努める。また、サンビレッジ国際医療福祉専門学校に通うネパール等からの留学生7名に対し、当法人の奨学金制度を活用した支援を行っており、専門学校卒業後は在留資格介護により、当法人で働いていただく予定になっているとあります。

1つ飛んで3つ目の丸をご覧ください。女性が働きやすい職場環境を提供するため託児事業を行っている。また、市の委託事業として、病児、病後児保育事業を実施しているということです。

続いて、その下Cの1つ目の丸をご覧ください。利用者の有する能力に応じ、最善のサービスを行うための方策としまして、利用者がより快適に個々の能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が送れるよう、車椅子や歩行器等の使用を個別に調整するなど配慮を行うということで、先ほども出てきましたけれども、そういった配慮を行っております。

その次の丸、利用者のこれまでの生き立ちや生活習慣を考慮して接する。生き立ちへの傾聴や趣味や特技を生かしたレクリエーション、余暇活動の提供、郷土料理の提供、地域の伝統芸能取り入れたレクリエーションの提供などを行っていくというふうなことです。Cの一番下の丸をご覧ください。生活機能の維持の観点から、可能な範囲でリハビリテーションを積極的に行うという提案を受けております。続いて21ページをご覧ください。③のA管理運営の基本方針が施設の設置目的に合致しているか。こちらについては、1つ目の大きな丸をご覧ください。地域における介護サービスの充実のため、地域や家庭との結びつきを重視した施設運営に努めるということで、この欄の一番下の②は飛騨市との連絡等協働体制を整え、飛騨市及び飛騨市民病院と連携

しながら、地域包括ケアの推進に繋がるような施設運営を行うと、こういった提案をいただいております。

あとは、22ページをご覧ください。22ページの4の②のA、管理の目的を達成するための具体的かつ効果的な方策を実施するため、簡素で効率的な管理運営に繋がる提案としまして、丸の2つ目ですが、当法人内でシステム、経理システム、介護支援システム、グループウェアを共有することで、システム導入費用を削減するというところで効率的な運営をしていただく提案をいただいております。続きまして、23ページ、24ページは人員配置の計画で、現在、勤めている方の状況になります。25ページは法人の組織図になりますけれども、たかはらにつきましては、下のほうに書いてあるようなかたちの組織になっております。26ページは勤務形態の一覧表というふうになりますが、職員それぞれの都合に応じた時間での勤務とかに配慮をしているということをご確認いただけたらと思います。27ページは収支計画になります。基本的に令和5年度は、うるう年なので若干多くなってはおりますが、それ以外の年で1,500万円ほどの収支黒字ということを見込んでおります。最後のページ28ページは法人の概要になりますので、ご確認ください。説明は以上となります。

●委員長（徳島純次）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（葛谷寛徳）

20ページにあります令和3年度にインドネシアからEPA2名を受けるというのは、もう来てもらって、どこかに泊まっていたらいいんですか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

この研修生については、法人のたんぽぽ苑のほうで働いてもらっているということになります。

○委員（澤史朗）

今の研修生の関連なんですけれども、このあと順調に行くと、サンビレッジから卒業生が来てくださるということなんですけれども、その住宅というのは法人側で準備されているのでしょうか。

●委員長（徳島純次）

答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

法人側でも民間の空き家の改修とかで対応もしておりますし、ここは先ほども一部出てきましたが、市民病院との連携という中で、旧研修医住宅、古い研修住宅、こういったものを賃貸するようなかたちで、再整備などして使うということを考えています。

●委員長（徳島純次）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（徳島純次）

では、質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (徳島純次)

討論なしと認めます。討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (徳島純次)

ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

●委員長 (徳島純次)

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここで、お諮りします。ただいま議決しました5案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (徳島純次)

異議なしと認めます。

よって、委員会報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長 (徳島純次)

以上をもちまして、第13回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉会 午前11時02分)

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 徳島純次